

生駒市消防本部告示第1号

生駒市消防署の組織に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月18日

生駒市消防長 金 田 和 彦

生駒市消防署の組織に関する規程の一部を改正する告示

生駒市消防署の組織に関する規程（平成3年10月生駒市消防本部告示第2号）の一部を次のように改正する。

第12条の見出し及び同条第1項中「及び副小隊長」を削り、同条第2項中「、副小隊長は消防司令補又は消防士長の階級にある者をもって」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（副小隊長）

第12条の2 小隊に、副小隊長を置くことができる。

2 副小隊長は、消防司令補又は消防士長の階級にある者をもって充てる。

第14条第3号中カ及びキを削り、クをカとし、ケからソまでをキからスまでとし、同条第11号中「通信指令業務」を「火災調査業務」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。